

平成十三年六月二十六日受領  
答 弁 第 八 二 号

内閣衆質一五一第八二号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出不動産担保評価の正確性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出不動産担保評価の正確性に関する質問に対する答弁書

金融検査マニュアル（平成十一年金検第七十七号金融監督庁長官決定）においては、担保不動産の評価額及び処分可能見込額を、客観的、合理的な評価方法で算出し、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先である債務者に対する債権に係る担保不動産については、決算期末等において判明している直近のデータを利用して、少なくとも年一回評価額の見直しを行うこととなっている。これらが適切に行われているかどうかについては、監査法人等による外部監査並びに金融庁による検査及び監督を通じて個別に確認されているところであり、御指摘のような担保不動産の実際の売却額と直近の処分可能見込額を比較するための調査を改めて行う必要はないと考えている。